

「子どもの権利」とビジネスの接点

2024.11.20

株式会社日本総合研究所
創発戦略センター

目次

1. 子どもの権利とは	2
2. 子どもの権利とビジネス	4
3. 日本総研の視点	11
4. 参考情報	14

1. 子どもの権利とは

子どもの権利とは？

子どもの権利とは、すべての子どもが心身ともに健康に育つために必要とされる権利

それを規定したのが、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」。

これは子ども（18歳未満の人）が守られる対象だけではなく、「権利をもつ主体」であることを明確にした条約で

1989年11月20日に、国連総会において採択され、この条約を守ることを約束している締約国・地域の数 は196カ国にのぼる。

世界で最も広く受け入れられている人権条約で、日本は1994年に批准。

さらに、2023年4月施行の「こども基本法」では、基本理念に反映されている。

● 子どもの権利条約の4つの原則

1. 差別のないこと（差別の禁止）
2. 子どもにとって最もよいこと（子どもの最善の利益）
3. 命を守られ成長できること
（生命、生存及び発達に対する権利）
4. 子どもが意味のある参加ができること
（子どもの意見の尊重）

出所：注1を基に日本総研作成

● 子どもの権利、100年の歴史

2024年は「ジュネーブ宣言」が採択された100周年の、象徴的な年

1924年、第一次世界大戦に子どもの命や権利が脅かされたという反省から、国際連盟が児童の権利に関する「ジュネーブ宣言」を採択。国際連盟による最初の子どもの権利宣言とされており、国際NGOのセーブ・ザ・チルドレン創設者のエグランティン・ジェップが起草した。

2.「子どもの権利」とビジネス

子どもの権利を尊重する「企業」の役割

社会に新しいテクノロジーやサービスを提供し続けている「企業」が子どもを自社のステークホルダーと捉え、ビジネスとして駆動させていくことは子どもの権利をより尊重できる社会づくりに欠かせない

子どもの権利



企業

商品開発

- 遊びの環境や時間を作る
- 障がいによる敷居をなくす
- ジェンダーバイアスをなくす
- 製品・サービスの開発や販売、使用、廃棄時に影響評価を行う

生産・販売

- 環境を汚染しない・改善する
- 生活や学びの必需品を提供する
- 手ごろな医療を可能にする
- 包装物や広告で子どもの権利について取り上げる

コミュニケーション

- 子どもが苦情を言いやすい窓口を作る
- 親が子どもの話を聴けるようにする
- 子どもを企業のステークホルダーと位置付けて対話する

出所：日本総研作成

「子ども」をステークホルダーとして捉えると

商品開発やパブリックリレーションズなどにおいてビジネスが進化する（一部抜粋）

食品

児童労働の撲滅や啓発に加え、子どもに対する責任あるマーケティング、子どもの意見反映や健康に配慮した製品開発に期待。

医薬品

小児用医薬品の開発・普及に加え、子どもにも分かりやすい医薬品の情報の提供や、錠剤などの工夫、オーバードーズの防止などに期待。

通信

犯罪対策等を進めている一方、ネット上でのいじめ対策、ゲームなどの業種との連携、子どもの最善の利益を考慮した技術推進に期待。

学習塾・保育所

業界としては、人権方針の策定やリスク評価に遅れ。虐待・性被害対策は必須、過度な競争への巻き込み予防に期待。

住宅

窓や浴槽など事故が起きやすい場所に対し、事故予防に配慮された設計・技術の普及、気候変動対策や生物多様性保全に期待。

電気機器

デジタル社会への窓口になるデバイスを提供していることから、AIを含む新技術が子どもの最善の利益に資するよう、年齢や発達段階に見合った使い方の普及に期待。

鉄道

子どもが安心して移動できる、電車内や駅周辺環境の継続的な提供、子どもとの日常的な接点を活かしたまちづくりへの貢献に期待。

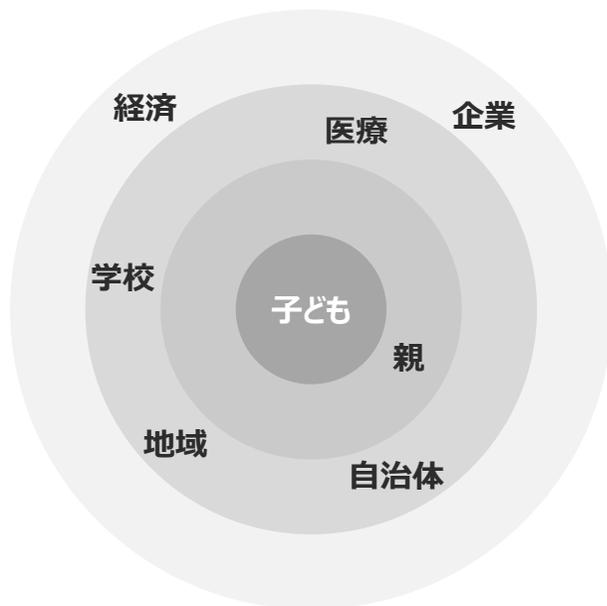
小売

キャッシュレス決済の普及や食品ロス削減など持続可能な消費の重要性を前提に、将来の消費者育成につながる取り組みに期待。

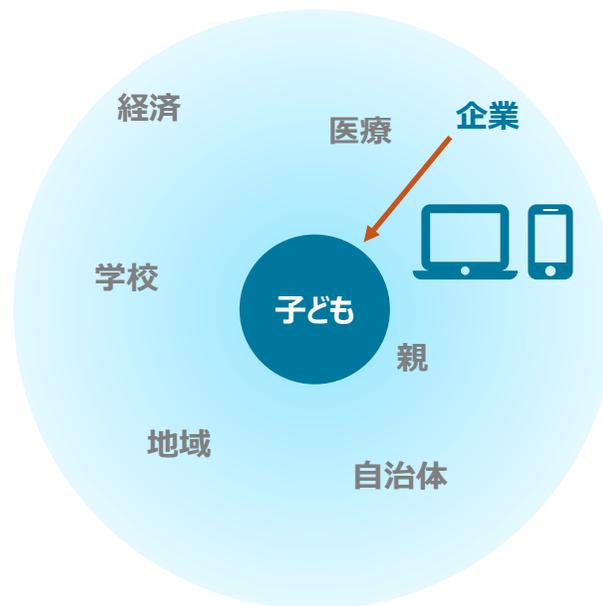
「デジタル社会」が子どもの権利に影響する

急速に進む社会のデジタル化により、子どもに身近な親や教師といった人（壁）を超えて企業が子どもと直接つながることができるようになった

BEFORE



AFTER



出所：日本総研作成

デジタル社会が及ぼす子どもへのポジティブとネガティブな影響

デジタル社会の到来は、子どもに対してポジティブな影響を与つつも
表裏一体としてネガティブな状況を生み出してしまう可能性があり
企業はそのポジティブとネガティブの二面性を考慮することが求められる

POSITIVE

親世代の知らないリテラシーの提供

低用量ピルや発達障がいに関する知識など、親世代が認知及び理解できていない情報に対して、アクセスできるようになっている。
ただしこれは、信頼性のある情報源を知ることが大切。

最新バーチャル技術による居場所づくり

通学が難しい子どもの居場所の確保が社会課題として顕在化しているなかで、アバターを使って登校・学習・支援員との交流が可能になり、自宅等で安心して学習の機会が確保できる。

NEGATIVE

不適切なオンラインコンテンツ

ダイエットや美容整形など、子どもにとって適切か判断が難しい広告が流れている。
なかには高額な契約を請求されるようなサービスや、法に抵触する闇バイトなどの広告もある。

SNS等によるネットいじめ

SNSやコミュニケーションアプリ、オンラインゲーム等を介したいじめが多発。教員や保護者等の目の届かないところで24時間起こりうる。

出所：日本総研作成

株式会社イオンファンタジー

パーパス

「こどもたちの夢中を育み、“えがお”あふれる世界をつくる。」をパーパスとして掲げ、世界各地で子どもとファミリーが安全・安心に遊べる様々な形態の施設を展開。



社会環境の変化

気候変動の進展により、2023年、2024年と連続して「世界で一番暑い年」を記録している。日本でも熱中症予防対策として外遊びを控えるなど、子どもの遊びにも影響が出ている。

出所：注4、注5、注6



ソリューション（例）

プレイグラウンド「ちきゅうのにわ」を2023年3月にオープン。訪れた親子が楽しみながら地球環境への関心を深め、会話や経験を広げるきっかけづくりや、他者と交わる機会の提供に貢献。すでに全国7店舗に広がっている。

出所：注7

ソフトバンク株式会社

理念・ビジョン

「情報革命で人々を幸せに」という経営理念のもと、長期ビジョン「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業へ」を掲げている。



社会環境の変化

少子化に伴い、2023年度から休日の部活動の地域連携・地域移行が始まった。しかし、指導者の量の確保など課題を抱えている。また、取組の進捗には地域差があり、小規模な自治体ほど指導者の量の確保が難しいとする傾向が出ており、地域で差が生まれている。 出所：注8



ソリューション（例）

2022年3月にAIスマートコーチを提供開始。中高生が主な利用者となり、スポーツにおける選択肢や専門性の高い助言に触れる機会を提供し、成長の土台づくりに貢献。

出所：注9

課題1

国連による指摘「ビジネス側の理解が低い」

国連による「ビジネスと人権作業部会」は、2023年に日本で調査を実施し、2024年5月1日に最終報告書を発表した。最終報告書では、日本における取り組みの一定の進展を認めつつも、懸念が表明された。子どもに関しては「**ビジネスが子どもの権利に及ぼす影響に対する理解が低い**」「**児童労働の撲滅に対する政府の法的枠組みや、行動計画が十分ではない**」といった指摘がなされている。

出所：注3

課題2

ビジネスによる「負の影響」

企業活動などによって、デジタル化で変容する子どもの権利を尊重できる“正”の可能性がある一方で、過度な尊重が侵害に変容している“負”の側面もある。たとえば「学習塾」だ。“正”の側面としては、さまざまな知的好奇心を満たし得る学習コンテンツ、ICTを活用した学習環境の充実など、子どもにおけるポジティブな変化を期待できるサービスが数多く提供されている。

一方で、“負”の側面としては、特に都市部において加熱する「受験戦争」がある。保護者のニーズに応え、子どもが高得点を取り、受験に合格させるために「過度に競争的」な環境を生み出し、「子どもの権利」を侵害しているケースも少なくない。これは、企業が子どもを主体あるステークホルダーとみなし、適切な評価・対策を行う（人権デューデリジェンス）ことが求められていると言える。

出所：注10

3.日本総研の視点



村上 芽 むらかみ めぐむ

株式会社日本総合研究所
創発戦略センター チーフスペシャリスト

京都大学法学部卒業。日本興業銀行（現みずほ銀行）を経て、
2003年、株式会社日本総合研究所入社。
2010年より創発戦略センター所属（大阪・土佐堀オフィス勤務）。
注カテゴリーは「サステナビリティ人材育成」、「子どもの参加」

1994年の子どもの権利条約批准から29年かかったとはいえ、国内に「こども基本法」ができたことは大きな前進です。国や行政として、子どものことを真剣に考える必要があるというメッセージにもなりました。ただ、法が施行されたからといって、それで全て解決されるわけではありません。基本法に書かれなかったことが何かを考え、まだ日本の社会に足りないものが何かを理解することで、次世代の社会をつくる手がかりにしていくべきです。

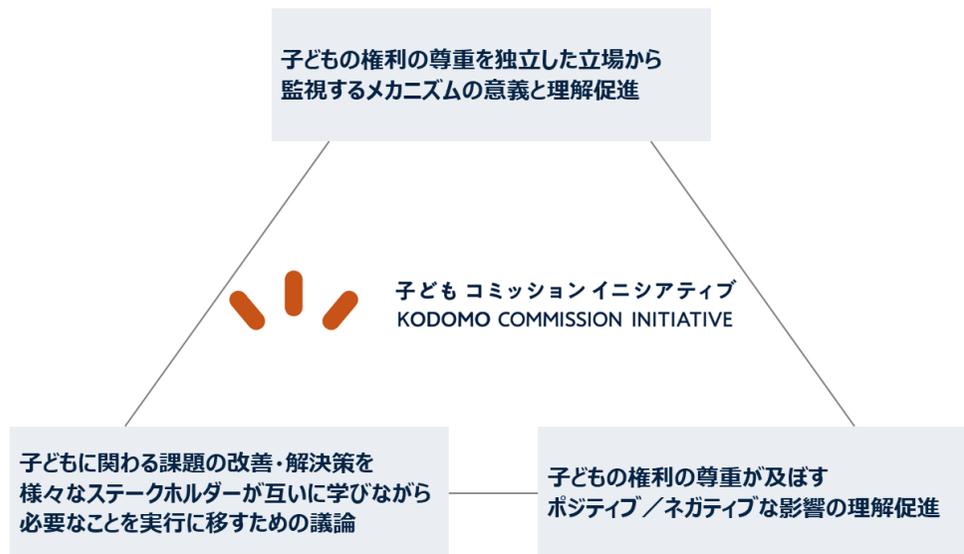
ビジネスセクターでは、最近ではESGやSDGsの浸透、サステナビリティ情報開示の制度化などに伴い、人権デューデリジェンスを実施する企業が増えています。ただ、子どもにフォーカスすると児童労働対策などに留まりがちであり、自社ビジネスと子どもの権利との関係を、包括的に理解しようという企業はまだごく少数なのが現実です。

その理由の1つとして「子育ては家庭でするもの」という、根強い意識が背景にあると考えています。こども基本法においても、企業は雇用者として労働環境を整えるように、と留められています。しかし、世界でソーシャルメディアプラットフォーム企業に対して提起されている訴訟や、個人情報に関する規制強化の流れを見ても、子どもを権利の主体としてみて、ステークホルダーと理解する意義はより高まると推察できます。

それを無視している企業は、遅かれ早かれ時代遅れにもなるでしょう。そういったなか、日本総研としては産業界に対し、子どもの権利の価値を継続的に伝えていきたい。現在、特に意欲の高い企業2社と研究会を立ち上げていますが、今後、さまざまな輪を広げていきたいと考えています。

日本総研では、子どもの権利を擁護・尊重する仕組みの必要性を、社会全体で理解することが重要と考えている。そのため、子どもの権利に関する独立した監視機関を「設置すべき」と主張するだけでなく、行動の第一歩となるムーブメントづくりに取り組んでいる。

「子どもコミッションイニシアティブ」構想



出所：日本総研作成

2024年10月に「子どもの権利とビジネス研究会」を設立
「世界子どもの日」である11月20日から活動を本格化

<ニュースリリース>

<https://www.jri.co.jp/company/release/2024/1120/>

<参加企業>

株式会社日本総合研究所（主催）
株式会社イオンファンタジー
ソフトバンク株式会社

<活動概要>

有識者を交え、主に以下に関する検討を行う

- ・ 参画企業の製品・サービスを起点とした子どもの権利へのインパクト分析
- ・ 子どもの権利を尊重するために必要な経営プロセス
- ・ 日本では認知度の低い子どもの権利について普及啓発するための方策

4. 参考情報

- ・ 注1：公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」 <https://www.unicef.or.jp/crc/> 2024/11/15閲覧
- ・ 注2：日本総研「子どもESGLレポート ～子どもコミッションイニシアティブ構想～」(2024/4/16) <https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/14933/>
- ・ 注3：日本総研「子どもコミッションイニシアティブ構想に基づく「子どもESGLレポート2024」を発表～子どもの権利の尊重が、ビジネスを進化させる可能性～」(2024/10/17) <https://www.jri.co.jp/company/release/2024/1017/>
- ・ 注4：World Meteorological Organization (WMO) 「Climate change indicators reached record levels in 2023: WMO」(2024/3/19) <https://wmo.int/news/media-centre/climate-change-indicators-reached-record-levels-2023-wmo> 2024/11/15閲覧
- ・ 注5：World Meteorological Organization (WMO) 「2024 is on track to be hottest year on record as warming temporarily hits 1.5°C」(2024/11/11) <https://wmo.int/media/news/2024-track-be-hottest-year-record-warming-temporarily-hits-15degc> 2024/11/15閲覧
- ・ 注6：環境省「熱中症予防情報サイト 暑さ指数とは？」 <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php> 2024/11/15閲覧
- ・ 注7：株式会社イオンファンタジー「3月17日(金)フロア全面リニューアルの東京ソラマチ®5階にオープン 新しい遊び場「ちきゅうのにわ」遊具コンテンツ公開」(2023/3/7) https://www.fantasy.co.jp/company/wp-content/uploads/2023/03/FINAL_20230307_chikyunoniwa.pdf 2024/11/15閲覧
- ・ 注8：スポーツ庁「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議(第1回) 配布資料【資料5-1】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果(運動部)」 https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt_oripara-000037466_0051.pdf 2024/11/15閲覧
- ・ 注9：ソフトバンク株式会社「スポーツ支援サービス「AIスマートコーチ」を提供開始」 https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2022/20220331_01/ 2024/11/18閲覧
- ・ 注10：日本総研「学習塾セクターおよび化粧品セクターにおける子どもの権利を考える～ビジネスが及ぼす「子どもへの負の影響」アセスメントに国連の指摘を活かす」(2023/10/23) <https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/14557/>

本資料のお問い合わせ先

株式会社日本総合研究所
創発戦略センター／リサーチ・コンサルティング部門 マーケティング部

冨永 友香里 E-mail: tominaga.yukari@jri.co.jp